

## 川崎市ニューファーム地区設定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、都市農業の確立及び市民への生鮮食糧品の供給並びに都市環境の保全に資するため、ニューファーム地区を設定し、総合的計画的に農業振興を図ることを目的とする。

### (指定基準)

第2条 市長は、関係農家の意向並びに関係団体及び関係機関の意見を聴取して、次の要件を備えている地区について、ニューファーム地区の指定を行なうものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による農業振興地域の指定を受けた地域であること。
- (2) 面積が原則として15ヘクタール以上であること。
- (3) 農業生産性の向上及び農業経営の近代化が図られる見込みのあること。

### (指定)

第3条 ニューファーム地区の指定を受けようとする関係農家の代表者は、ニューファーム地区指定申請書（第1号様式）に、ニューファーム地区事業計画概要書（第2号様式）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請のあつたときは、第2条に規定する指定基準により審査し、適正と認められたものについて、ニューファーム地区として、指定する。

3 市長は、ニューファーム地区の指定をしたときは、関係農家、関係団体及び関係機関に、その旨を通知するとともに、当該地区内に指定地区の表示をする。

### (計画樹立)

第4条 市長は、ニューファーム地区に関する計画樹立のため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 農業構造の実態及び経営調査その他基礎調査に関すること。
- (2) 農業振興の方向及び土地利用計画の策定に関すること。
- (3) 農地の集団化及び農業生産基盤に関する整備計画の策定に関すること。
- (4) 農業近代化施設に関する整備計画の策定に関すること。
- (5) 流通問題に関する基本問題に関すること。
- (6) 農業環境に関する整備計画の策定に関すること。
- (7) その他事業の実施に必要な事項に関すること。

2 前項の計画樹立にあたっては、農家の意見を十分聴取して行なう。

(事業)

第5条 ニューファーム地区の整備事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 農用地の高度利用を図るための土地基盤整備事業
- (2) 農業経営の安定を図るための経営近代化施設整備事業
- (3) 農業環境の保全と活用等を図るための環境整備事業
- (4) その他市長が特に認める事業

2 事業の実施にあたっては、関係農家、関係団体及び関係機関の協議により行なうものとする。

(事業主体)

第6条 事業主体は、農業協同組合、土地改良区又は農家の組織する団体とする。

(指導体制)

第7条 ニューファーム地区設定事業の円滑な推進をすすめるため、市長は、関係団体及び関係機関と連絡調整を図り、総合的な指導体制を整備するものとする。

(補助)

第8条 市長は、毎年度予算の範囲内において、第5条に定める事業について、別に定める要綱に基づき補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年8月21日から実施し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から実施し、昭和62年4月1日から適用する。

第 1 号様式

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所在地

氏 名

印

ニューファーム地区指定申請書

川崎市ニューファーム地区設定要綱に基づき、地区指定を設けた  
いので、関係書類を添えて申請します。



(3) 主要作目別作付面積（飼養頭羽数）及び生産量

面積生産量 作目・家畜名	作 付 面 積 ( 飼 養 頭 羽 数 )	生 産 量

(4) 経営耕地規模別農家数

区 分	未満 0.5ha	ha 0.51 ～1.00	ha 1.01 ～1.50	ha 1.51 ～2.00	ha 2.01 ～2.50	ha 2.51以上		計
戸 数								
% 構 成 比								

7 農業生産基盤、農業近代化施設及び農業環境の整備計画

(1) 農業生産基盤の整備開発計画

事 業 名	事業種目	受益範囲	事業量	摘 要

(2) 農業近代化施設の整備計画

事業名	事業種目	受益範囲	事業量	摘要

(3) 農業環境の整備計画

事業名	事業種目	受益範囲	事業量	摘要